

第405回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年12月12日(木)
14:00～15:00

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) 香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について(諮問)
- (2) 香川県資源管理方針の変更について(諮問)
- (3) まいわし、まあじ太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (4) 令和6年度の連合海区漁業調整委員会の開催について
- (5) その他

5 その他

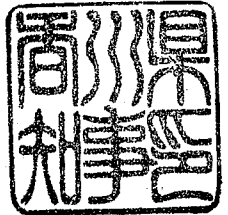
6 水産第 1 9 6 2 2 4 号

令和 6 年 12 月 10 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人



香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について（諮問）

香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）を別紙のとおり一部改正
したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 8 項並びに水産資源
保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 7 項の規定に基づき、貴委員会の意
見を求めます。

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則（案）

香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																					
第39条	何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合又はあまものながれもを採捕する場合は、この限りでない。	第39条	何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。																																				
	<table><tr><th>水産動植物</th><th>禁止期間</th><th>禁止区域</th></tr><tr><td>1・2 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 くらだい（全長6センチメートル以下のものに限る。）</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>4～10 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 あまも又はがらも</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>12 略</td><td></td><td></td></tr></table>	水産動植物	禁止期間	禁止区域	1・2 略			3 くらだい（全長6センチメートル以下のものに限る。）	略		4～10 略			11 あまも又はがらも	略		12 略				<table><tr><th>水産動植物</th><th>禁止期間</th><th>禁止区域</th></tr><tr><td>1・2 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>4～10 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 あじも又はがらも</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>12 略</td><td></td><td></td></tr></table>	水産動植物	禁止期間	禁止区域	1・2 略			3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	略		4～10 略			11 あじも又はがらも	略		12 略		
水産動植物	禁止期間	禁止区域																																					
1・2 略																																							
3 くらだい（全長6センチメートル以下のものに限る。）	略																																						
4～10 略																																							
11 あまも又はがらも	略																																						
12 略																																							
水産動植物	禁止期間	禁止区域																																					
1・2 略																																							
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	略																																						
4～10 略																																							
11 あじも又はがらも	略																																						
12 略																																							
2・3 略		2・3 略																																					
(衛星船位測定送信機等の備付け命令)		(衛星船位測定送信機等の備付け命令)																																					
第46条 略		第46条 略																																					
2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。																																							
第6章 罰則		第6章 罰則																																					
第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。		第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。																																					
(1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。		(1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者																																					

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けられた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。	2 略 第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。
--	---

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けられた条件に違反した者 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した者	2 略 第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。
--	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。次項において同じ。）は令和7年6月1日から施行する。
- 2 第54条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則（案）

香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(禁止区域等)				(禁止区域等)			
第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。				第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。			
水産動植物	禁止期間	禁止区域		水産動植物	禁止期間	禁止区域	
1 あゆ	1/1 から 5/31まで	海面及び 内水面		1 あゆ	1/1 から 5/31まで	海面及び 内水面	
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び 内水面		2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び 内水面	
3 くろだ い（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面		3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面		4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	
5 くるま えび（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面		5 くるま えび（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面		6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面		7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6/1 から 8/31まで	海面		8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6/1 から 8/31まで	海面	
9 みるくい	4/21 から 11/30まで	海面		9 みるくい	4/21 から 11/30まで	海面	
改正後				改正前			
10 なまこ	4/1 から 10/31まで	海面		10 なまこ	4/1 から 10/31まで	海面	

11	あまも又はほんだわら	周年	海面
12	こい（全長18センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第46条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

（1）当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

（2）次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
（3）前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（1）第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。

（2）第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。

改正後

（3）第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第

11	あじも又はがらも	周年	海面
12	こい（全長18センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第46条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

（1）当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

（2）次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
（3）前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（1）第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者

（2）第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反した者

改正前

（3）第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第

1 項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができ、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

1 項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができ、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 第54条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

香川県漁業調整規則第 54 条及び 55 条の条文中で海面に関する条文について

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(漁業調整等の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の備付け等の義務)

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。
- 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(保護水面における採捕の制限)

第34条 何人も、次の表に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、水産動植物を採捕してはならない。

保 護 水 面 の 区 域
(観音寺市伊吹町西部海域) 1 観音寺市伊吹町字真浦上1769番に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より270度（真方位による。以下同じ。）390メートルの点（乙点）を結ぶ直線 2 乙点と同町字西ノ内1764番に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より266度450メートルの点（丁点）を結ぶ直線 3 丁点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域
(三豊市詫間町栗島北部海域) 1 三豊市詫間町栗島字阿島2649番1地先船隠港防波堤基部に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より63度640メートルの点（乙点）を結ぶ直線 2 乙点と同町栗島字馬城525番2地先に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より353度850メートルの点（丁点）を結ぶ直線 3 丁点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域
(坂出市王越町乃生北部海域) 1 坂出市王越町乃生字大越4040番1に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と同町乃生字飛地1779番29地先に管理者が建設した標柱の位置（乙点）より84度30分110メートルの点（丙点）を結ぶ直線 2 丙点と乙点より2度50分365メートルの点（丁点）を結ぶ直線 3 丁点と同町乃生字大越3978番に管理者が建設した標柱の位置（戊点）より0度440メートルの点（己点）を結ぶ直線 4 己点と戊点を結ぶ直線 上記の1、2、3及び4の4直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(水産資源を保護培養している海域における採捕の制限)

第35条 何人も、次の表に掲げる禁止区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

禁 止 区 域
(観音寺市伊吹町股島東部海域) 1 観音寺市伊吹町股島護岸北端に知事が建設した標柱の位置(甲点)より同市伊吹島北端(乙点)見通線上70メートルの点(丙点)と甲点より乙点見通線上270メートルの点(丁点)を結ぶ直線 2 丁点と同町小股大剣岩高頂(戊点)より乙点見通線上270メートルの点(己点)を結ぶ直線 3 己点と戊点より乙点見通線上70メートルの点(庚点)を結ぶ直線 4 庚点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2、3及び4の4直線によって囲まれた海域
(香川郡直島町向島西部海域) 1 香川郡直島町直島港向島2号水門南端(甲点)と甲点より290度147メートルの点に知事が建設した標柱の位置(乙点)を結ぶ直線 2 乙点と、乙点より同町家島西端見通線と同町2936番地に隣接する無番地に知事が建設した標柱の位置(丙点)より同町直島港塩田護岸北西端見通線との交差点(丁点)を結ぶ直線 3 丁点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(漁具漁法の制限及び禁止)

第36条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

2 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 火光を利用してする漁法(中型まき網漁業及び小型まき網漁業のうちいわし巾着網漁業、敷網漁業、点火いさり漁業並びにうなぎ稚魚漁業を除く。)

(2) 水中発射装置を有するもり及びやす

(3) 船舶を固定し、動力によって生じる水流を利用して海底の土砂を掘り起こす方法を用いてする漁法

(4) めばるこぎ網

(5) そろばんこぎ網

3 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) まきえを使用してする漁法

(2) 建網

第37条 何人も、次に掲げる水産植物を、5月1日から8月31日までの間、漁船を使用して採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

- (1) いばらのり
- (2) かぎいばらのり
- (3) おごのり
- (4) えごのり
- (5) いぎす

(禁止区域等)

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる海域においては、同表の右欄に掲げる小型機船底びき網漁業を操業してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

海 域	小型機船底びき網漁業
(香川、徳島県境から高松市庵治町御殿鼻までの海域) 1 東かがわ市一子島頂より同市松島北端を経て徳島県鳴門市北灘陸岸に至る直線 2 東かがわ市一子島頂とさぬき市小田馬ケ鼻を結ぶ直線 3 同馬ケ鼻と同市鴨庄大串崎を結ぶ直線 4 同大串崎と、同大串崎より高松市庵治町竹居鼻見通線と同町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線との交差点を結ぶ直線 5 同交差点と、同市庵治町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線と同市高島北端より同市庵治町竹居鼻見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 6 甲点と同竹居鼻を結ぶ直線 7 同竹居鼻と同市庵治町江ノ浜の鼻を結ぶ直線 8 同江ノ浜の鼻と同市庵治町御殿鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7及び8の8直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(屋島湾及び高松市庵治町北部諸島周辺海域) 1 高松市庵治町御殿鼻と同市大島東南端を結ぶ直線 2 同大島東南端と同市鎧島東南端を結ぶ直線 3 同鎧島東南端と同市兜島東南端を結ぶ直線 4 同市兜島北端と同市大島アナクチ鼻を結ぶ直線 5 同アナクチ鼻と同市矢竹島頂を結ぶ直線	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）

6 同矢竹島頂と同市大島アバギノ鼻を結ぶ直線 7 同アバギノ鼻と同市屋島西町長崎鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6及び7の7直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(小豆郡周辺海域) 1 小豆郡土庄町豊島仏崎と、同仏崎より香川郡直島町向島東北端見通線と同町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、香川郡直島町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通延長線と香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線との交差点(甲点)を結ぶ直線 3 甲点と、香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線と同町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線との交差点(乙点)を結ぶ直線 4 乙点と、小豆郡土庄町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線と同県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線との交差点(丙点)を結ぶ直線 5 丙点と、岡山県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線と同県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一子島頂見通線との交差点(丁点)を結ぶ直線 6 丁点と、兵庫県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一子島頂見通線と高松市大島北端部高頂より小豆郡小豆島町地蔵崎(三都)見通延長線との交差点(戊点)を結ぶ直線 7 戊点と同地蔵崎(三都)を結ぶ直線 8 同町崩鼻と同町長者ヶ鼻を結ぶ直線 9 同長者ヶ鼻と同郡土庄町黒崎(千軒)を結ぶ直線 10 同黒崎(千軒)と同町豊島仏崎を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の10直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業(いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)
(高松市屋島西町長崎鼻から坂出市王越町大崎の鼻までの海域) 1 高松市屋島西町長崎鼻と、同市大島アバギノ鼻より同市屋島西町長崎鼻見通延長線と同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線と坂出市王越町大崎の鼻より高松市神在川窪町神在鼻見通延長線との交差点(甲点)を結ぶ直線 3 甲点と坂出市王越町大崎の鼻を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業を除く。)

(坂出市王越町大崎の鼻から同町乃生崎までの海域) 1 坂出市王越町大崎の鼻と同町宮の鼻を結ぶ直線 2 同宮の鼻と同町乃生崎を結ぶ直線 上記の 1 及び 2 の 2 直線と陸岸とによって囲まれた海域	すべての小型機船 底びき網漁業
(坂出市王越町乃生崎から三豊市詫間町高谷鼻までの海域) 1 坂出市王越町乃生崎西端と、同乃生崎西端より同市川津町金山頂見通線と同市大屋富町松浦塩田北西角より丸亀市上真島頂見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と同市上真島頂を結ぶ直線 3 同上真島頂と同市下真島頂を結ぶ直線 4 同下真島頂と仲多度郡多度津町亀笠島頂を結ぶ直線 5 同亀笠島頂と三豊市詫間町高谷鼻を結ぶ直線 上記の 1、2、3、4 及び 5 の 5 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網 漁業 (なまここぎ 網漁業及び打瀬網 漁業を除く。)
(高松市女木島東側海域) 1 高松市女木島北端と、同女木島北端より同市大島アナクチ鼻見通線と小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山頂見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山頂見通線と同市屋島西町長崎鼻より同市女木島帆樋鼻見通線との交差点 (甲点) を結ぶ直線 3 甲点と同市女木島帆樋鼻を結ぶ直線 上記の 1、2 及び 3 の 3 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網 漁業 (打瀬網漁業 を除く。)
(高松市女木島西側海域) 1 高松市女木島帆樋鼻と、同帆樋鼻より香川郡直島町荒神島西南端見通線と高松市女木島中央高頂より同市小槌島頂見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と同市女木島中央高頂を結ぶ直線 上記の 1 及び 2 の 2 直線と陸岸とによって囲まれた海域	すべての小型機船 底びき網漁業
(高松市男木島周辺海域) 1 高松市男木島灯台と、同男木島灯台より同市兜島鎧崎見通線と小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端と同市男木島南端より同市小槌島頂見通延長線との交差点 (甲点) を結ぶ直線 3 甲点と、同市男木島南端より同市小槌島頂見通線と同市生島町紅峰より同市男木島灯台見通線との交差点 (乙点) を結ぶ直線	小型機船底びき網 漁業 (打瀬網漁業 を除く。)

線 4 乙点と同男木島灯台を結ぶ直線 上記の 1、2、3 及び 4 の 4 直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(香川郡直島町直島東側海域) 1 香川郡直島町揚島北端と同町直島地藏山頂を結ぶ直線 2 同町揚島北端と同町柏島鵜の糞鼻を結ぶ直線 3 同町柏島立烏帽子鼻と同町尾高島西北端を結ぶ直線 4 同尾高島西北端と同町向島荒ケ鼻を結ぶ直線 5 同荒ケ鼻と同町家島東北端を結ぶ直線 6 同家島東北端と同町家島北端を結ぶ直線 7 同家島北端と同町局島南端を結ぶ直線 8 同局島南端と同町直島重石ノ鼻を結ぶ直線 上記の 1、2、3、4、5、6、7 及び 8 の 8 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(香川郡直島町荒神島周辺海域) 1 香川郡直島町荒神島西北端より同町荒神島東北端を経て同町直島に至る直線 2 同町荒神島西南端と同町直島串山鼻を結ぶ直線 上記の 1 及び 2 の 2 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(香川郡直島町井島西側海域) 1 香川郡直島町井島鞍掛の鼻と、同鞍掛の鼻より同町京の上臈島東北端見通線と同町向島北端より同町井島ヘラガ崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と同ヘラガ崎を結ぶ直線 上記の 1 及び 2 の 2 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(香川郡直島町北部諸島周辺海域) 1 岡山県玉野市山田町出崎と、同出崎より同市十禅寺山見通線と同市山田町大上ヶ辻山頂より同市長崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同交差点より香川郡直島町局島東北端見通線と同町直島重石ノ鼻より同町京の上臈島東端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と、同町直島重石ノ鼻より同町京の上臈島東端見通線と同町局島南端より岡山県玉野市長崎見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線 4 乙点と同長崎を結ぶ直線 上記の 1、2、3 及び 4 の 4 直線と陸岸とによって囲まれた海	小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）

域のうち香川県海域	
(香川郡直島町地先葛島水道海域) 1 岡山県玉野市高辺崎と香川郡直島町葛島北端を結ぶ直線 2 同町葛島西端と岡山県玉野市蛸崎を結ぶ直線 上記の 1 及び 2 の 2 直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域	小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(坂出市小瀬居島東側海域) 1 坂出市小瀬居島南端と、同小瀬居島南端より丸亀市本島ジョウケンボ鼻見通延長線と坂出市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市王越町乃生崎より同市小瀬居島北端見通線と同市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と同市小瀬居島北端を結ぶ直線 上記の 1、2 及び 3 の 3 直線と陸岸とによって囲まれた海域	すべての小型機船底びき網漁業
(坂出市与島東側小与島周辺海域) 1 坂出市与島南端と、同与島南端より高松市小槌島頂見通線と坂出市与島地先北備讃瀬戸大橋 3 P 南東端より同市小与島南端見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市小与島北西端より同市小与島東北端見通延長線と同市与島地先北備讃瀬戸大橋 3 P 南東端より同市小与島南端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と同市小与島西北端を結ぶ直線 4 同小与島西北端と同市与島東北端を結ぶ直線 上記の 1、2、3 及び 4 の 4 直線と陸岸とによって囲まれた海域	すべての小型機船底びき網漁業
(坂出市岩黒島東側海域) 1 坂出市岩黒島南端と、同岩黒島南端より岡山県倉敷市釜島南端見通線と坂出市歩渡島頂より同市小与島東北端見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市歩渡島頂より同市小与島東北端見通線と同市岩黒島西北端より岡山県倉敷市釜島南端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と坂出市岩黒島北西端を結ぶ直線 上記の 1、2 及び 3 の 3 直線と陸岸とによって囲まれた海域	すべての小型機船底びき網漁業
(坂出市櫃石島東側海域) 1 坂出市櫃石島南端と同市歩渡島西南端を結ぶ直線 2 同市歩渡島北端と、同歩渡島北端より岡山県倉敷市鷺羽山頂	すべての小型機船底びき網漁業

見通線と坂出市小与島東北端より同市櫃石島東北端見通線との交差点を結ぶ直線 3 同交差点と同櫃石島東北端を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(坂出市櫃石島北側下津井瀬戸海域) 1 岡山県倉敷市久須見鼻と坂出市櫃石島東北端を結ぶ直線 2 同市櫃石島西端と岡山県倉敷市燈籠崎(西ノ鼻)を結ぶ直線 上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域	小型機船底びき網漁業(いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)
(丸亀市本島、同市広島周辺海域) 1 丸亀市本島カジノ鼻と同市本島亀山鼻を結ぶ直線 2 同亀山鼻と同市本島モトドリ鼻を結ぶ直線 3 同モトドリ鼻と同市向島東端を結ぶ直線 4 同市向島西端と同市向島白岩頂を結ぶ直線 5 同白岩頂と同市弁天島頂を結ぶ直線 6 同弁天島頂と同弁天島頂より同市手島赤鼻見通線と同市広島葦鼻より岡山県倉敷市六口島南端見通線との交差点を結ぶ直線 7 同交差点と丸亀市広島葦鼻を結ぶ直線 8 同市広島エンド鼻と同市広島観音鼻を結ぶ直線 9 同観音鼻と同市本島黒鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7、8及び9の9直線と陸岸とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は、次の海域を除く。 (1) 丸亀市本島フクベ鼻(ツムノ鼻)と同市弁天島頂を結ぶ直線 (2) 同弁天島頂と同弁天島頂から同市手島赤鼻見通線と同市広島葦鼻から岡山県倉敷市六口島南端見通線との交差点を結ぶ直線 (3) 同交差点と丸亀市広島葦鼻を結ぶ直線 (4) 同市広島町立石地先白石と同白石から同市牛島ハッセン鼻見通線と同市本島黒鼻から同市広島観音鼻見通線との交差点を結ぶ直線 (5) 同交差点と同市本島黒鼻を結ぶ直線 上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業(なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)
(丸亀市手島周辺海域) 1 丸亀市広島葦鼻と同市手島赤鼻を結ぶ直線	小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業

2 同市手島加沙越鼻と同市広島カレイ崎西端を結ぶ直線 3 同市手島高の越鼻と同市小手島北端を結ぶ直線 4 同市小手島東南端と同市手島加沙越鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は次の海域を除く。 (1) 丸亀市広島葦鼻から同市手島赤鼻見通線と仲多度郡多度津町小島西端から丸亀市手島ニワトリ鼻（手島東端）見通延長線との交差点を結ぶ直線 (2) 同交差点と同交差点から同手島ニワトリ鼻（手島東端）見通延長線と同市手島加沙越鼻と同市広島カレイ崎西端見通線との交差点を結ぶ直線 (3) 同交差点と同カレイ崎西端を結ぶ直線 (4) 同市広島葦鼻と同市広島市井浦二ツ頭鼻を結んだ直線 (5) 同市広島青木浦北鼻と同市広島カレイ崎北端を結ぶ直線 上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによって囲まれた海域	を除く。)
(仲多度郡多度津町佐柳島東側海域) 1 仲多度郡多度津町佐柳島東南端と同町小島頂を結ぶ直線 2 同町小島東端と同小島東端より丸亀市広島エンド鼻と同市小手島西端より同市下真島頂見通線との交差点を結ぶ直線 3 同交差点と、同市小手島西端より同市下真島頂見通線と仲多度郡多度津町佐柳島長崎鼻より丸亀市広島西岸沖ノ鼻見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 4 甲点と仲多度郡多度津町佐柳島長崎を結ぶ直線 上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）
(仲多度郡多度津町佐柳島西側海域) 1 仲多度郡多度津町佐柳島西北端と、同佐柳島西北端より三豊市詫間町三崎黄金岩見通線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端より岡山県笠岡市小飛島長崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端を結ぶ直線 上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）
(仲多度郡多度津町高見島海域) 1 仲多度郡多度津町高見島板持鼻より丸亀市上真島頂見通線と同市本島カブラ崎より仲多度郡多度津町高見島高須崎見通線との交差点 2 1と同町高見島板持鼻を結ぶ直線	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）

3 1 と同町高見島高須崎を結ぶ直線 4 同町高見島板持鼻と同町二面島北端を結ぶ直線 5 同町高見島高須崎と同町二面島北端を結ぶ直線 上記の 2、3、4 及び 5 の 4 直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(三豊市詫間町高谷鼻から同町三崎西北端 (ハヤ崎) までの海域) 1 三豊市詫間町高谷鼻東端と同市詫間町三玉岩を結ぶ直線 2 同三玉岩と同町戸野崎を結ぶ直線 3 同戸野崎と同町香田鼻を結ぶ直線 4 同香田鼻と同町伊佐古鼻を結ぶ直線 5 同伊佐古鼻と同町観音鼻 (積浦) を結ぶ直線 6 同観音鼻 (積浦) と同町箱崎を結ぶ直線 7 同箱崎と同町室浜防波堤突端より岡山県笠岡市真鍋島去浜鼻見通線上最大高潮時海岸線より 300メートルの点を結ぶ直線 8 同点と三豊市詫間町三崎西北端 (ハヤ崎) より岡山県笠岡市六島大島鼻見通線上最大高潮時海岸線より 400メートルの点 (甲点) を結ぶ直線 9 甲点と三豊市詫間町三崎西北端 (ハヤ崎) を結ぶ直線 上記の 1、2、3、4、5、6、7、8 及び 9 の 9 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業 (なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)
(三豊市詫間町三崎から香川、愛媛県境までの海域) 1 三豊市詫間町三崎西端と同町古三崎を結ぶ直線 2 同古三崎と同市丸山島西南端を結ぶ直線 3 同丸山島西南端と同市大蔦島西端を結ぶ直線 4 同大蔦島西端と同市仁尾町チチブ峠より観音寺市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線より 300メートルの点を結ぶ直線 5 同点と同市高室町九十九崎より同市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線より 100メートルの点 (甲点) を結ぶ直線 6 甲点と同市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より 100メートルの点 (乙点) を結ぶ直線 7 乙点と同市豊浜町豊浜港防波堤突端より同市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より 200メートルの点 (丙点) を結ぶ直線 8 丙点と同市豊浜町箕浦防波堤突端より三豊市詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線より 200メートルの点 (丁点) を結ぶ直線 9 丁点と香川、愛媛県境余木崎より観音寺市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より 500メートルの点 (戊点) を結ぶ直線 10 戊点と香川、愛媛県境余木崎を結ぶ直線	小型機船底びき網漁業 (なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)

上記の 1、2、3、4、5、6、7、8、9 及び 10 の 10 直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(三豊市志々島周辺海域) 1 三豊市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通延長線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延長線との交差点（甲点）と三豊市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線 2 乙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通延長線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（丙点）を結ぶ直線 3 丙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延長線との交差点（丁点）を結ぶ直線 4 丁点と甲点を結ぶ直線 上記の 1、2、3 及び 4 の 4 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(三豊市栗島周辺海域) 1 三豊市栗島毛戸鼻と同毛戸鼻より同市詫間町観音鼻（積浦）見通線と同市栗島竹浦南端より同市栗島竹浦西端見通延長線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同栗島竹浦西端より同市栗島竹浦南端見通延長線と同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と、同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線 4 乙点と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線と同市栗島最北端より同市栗島地先矢倉石見通延長線との交差点（丙点）を結ぶ直線 5 丙点と同市栗島最北端を結ぶ直線 上記の 1、2、3、4 及び 5 の 5 直線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(観音寺市伊吹島、股島、小股島及び円上島周辺海域) 観音寺市伊吹島、同市股島、同市小股島及び同市円上島各島周辺最大高潮時海岸線より 150メートルの距離の線と陸岸とによって囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水 産 動 植 物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から 5月31日まで	海面及び 内水面
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び 内水面
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
5 くるまえばい（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から 8月31日まで	海面
9 みるくい	4月21日から 11月30日まで	海面
10 なまこ	4月1日から 10月31日まで	海面
11 あじも又はがらも	周年	海面
12 こい（全長18センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

- 2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。
- 3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第40条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- （1） 竿釣及び手釣（船舶を使用するものでまきえ釣り及びまだこ釣りを行うものを除く。）
- （2） たも網又は叉手網
- （3） 投網（船舶を使用しないものに限る。）
- （4） やす、は具（船舶を使用しないものに限る。）
- （5） 徒手採捕

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1) 漁業者が漁業を営む場合
 - (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合
- 3 第1項の規定により水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第41条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第42条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該土砂、岩石又は岩礁の所在する場所
 - (3) 破碎又は採取する目的
 - (4) 破碎又は採取の時期及び期間
 - (5) 漁業権の免許番号
 - (6) その他参考となるべき事項
- 3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(船長等の乗組み禁止命令)

第45条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

香川県漁業調整規則の一部改正の概要について

1. 趣旨

刑法及び漁業関係法令の改正に伴い、香川県漁業調整規則（以下、「規則」という。）の一部改正をするもの。今回の改正に併せて、規則中の水産動植物の名称の変更及びアマモの流れ藻の採捕の解禁を予定している。

規則の改正にあつては、漁業法第 119 条第 8 項及び水産資源保護法第 4 条に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことから、今回意見を聴くもの。

2. 改正内容（予定）

別紙資料のとおり。

3. 改正理由（概要）

①水産動植物の名称の変更（規則第 39 条第 1 項の表） ㊦

規則中に規定されている水産動植物の名称は、基本的に標準和名又は総称で記載されているが、地方名及び古い呼称で記載されているものについて、それぞれ採捕禁止の対象の明確化及び同表中の他の水産動植物の名称の整理に合わせて変更するもの。

②アマモの流れ藻の採捕の解禁（規則第 39 条第 1 項） ㊦

アマモは有用水産資源の産卵場や成育場となっていることから、これまで流れ藻を含め、その採捕を禁止していた。近年、漁業者等によるアマモ場造成活動の相談の増加を受けて、当該活動以外で利用されることのない“アマモの流れ藻”について、その採捕の制限を解除するもの。

③漁業法改正に伴う条項の追加（規則第 46 条第 2 項） ㊦

漁業法及び流通法の一部を改正する法律が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、このうち、漁業法第 52 条に 1 項を加える改正規定は令和 6 年 7 月 16 日に施行された。当該改正に伴い、規則に新たな条項を追加するもの。

今回追加する条項は漁業法に規定されているものであるが、令和 2 年の漁業法改正以降、一連の手続きや規制の内容については、確認的に規則にも規定するようになっている。

④刑法改正に伴う文言の変更（規則第 54 条第 1 項） ㊦・㊧

刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、規則中の関係する条文の文言を変更するもの。

⑤文言の適正化（規則第 54 条第 1 項、規則第 55 条） ㊦・㊧

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するもの。

4. 今後のスケジュール

12 月 12 日 諮問・答申（県⇄海区委員会）

翌 1 月以降 事前協議（県⇄国）

翌 2 月以降 認可申請・認可（県⇄国）

翌 3 月以降 告示（県）



6 水産第 190798 号
令和 6 年 12 月 5 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり香川県において資源管理を行うための方針を変更したいので、法第 14 条第 10 項で準用する同条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

香川県資源管理方針新旧対照表

変更前	変更後
第1～第7 (略) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 くろまぐろ (大型魚)」から「別紙1-5 まさば 及びごまさば太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水 産資源についての資源管理の方向性は「別紙2-1 ひら め瀬戸内海系群」から「別紙2-12 さより香川県海域」 までにそれぞれ定めるものとする。	第1～第7 (略) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 くろまぐろ (大型魚)」から「<u>別紙1-6 かた くちいわし瀬戸内海系群</u>」までに、特定水産資源以外の水 産資源についての資源管理の方向性は「別紙2-1 ひら め瀬戸内海系群」から「別紙2-12 さより香川県海域」 までにそれぞれ定めるものとする。

資源管理方針別紙 1・別紙 2 新旧対照表

変更前	変更後
(別紙 1-1) ~ (別紙 1-5) (略) [新設]	(別紙 1-1) ~ (別紙 1-5) (略) <u>(別紙 1-6)</u> <u>第 1 特定水産資源</u> <u>かたくちいわし瀬戸内海系群 (体色が銀色のものをいう。以下同じ。)</u> <u>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>香川県かたくちいわし漁業</u> <u>(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項</u> <u>① 水域</u> <u>②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域</u> <u>② 対象とする漁業</u> <u>香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地</u> <u>がある者がかたくちいわしを採捕する漁業</u> <u>③ 漁獲可能期間</u> <u>周年 (1月1日から12月31日まで)</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理と</u> <u>し、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</u>

	<u>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を第2の1(1)で定める香川県かたぐちいわし漁業区分に配分</u> <u>するものとする。</u> <u>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事</u> <u>項</u> <u>当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の</u> <u>締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加</u> <u>している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組</u> <u>内容の改良を促進する。</u> <u>第5 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の</u> <u>第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u>
--	---

(別紙 2-1) ~ (別紙 2-7) (略) (別紙 2-4) (略) (別紙 2-5) ~ (別紙 2-7) (略) (別紙 2-8) 第1 水産資源 しらす香川県海域 (主に香川県海域で漁獲されるかたくちいわし しらすのことをいう。) 第2 資源管理の方向性 いわし機船船びき網漁業の年間平均 CPUE (単位努力量あたりの漁獲量) が、令和元~3 年の平均水準 (播磨灘: 1.0t/隻日) 以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定による当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促すものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協	(別紙 2-1) ~ (別紙 2-3) (略) (別紙 2-4) <u>削除</u> (別紙 2-5) ~ (別紙 2-7) (略) (別紙 2-8) 第1 水産資源 しらす香川県海域 (主に香川県海域で漁獲されるかたくちいわし のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。) 第2 資源管理の方向性 いわし機船船びき網漁業の年間平均 CPUE (単位努力量あたりの漁獲量) が、令和元~3 年の平均水準 (播磨灘: 1.0t/隻日) 以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。当該水産資源を漁獲対象とする漁業について、当該水産資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。また、当該水産資源の採捕を促すものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協
---	--

進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし (別紙2-9)～(別紙2-12) (略)	定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし (別紙2-9)～(別紙2-12) (略)
--	---

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約700kmに達する。また、起伏の多い海底地形及び複雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし

網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲していることから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成 27 年以降、増加傾向にあるものの、昭和 50 年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

3 本県の責務

本県は、法第 6 条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第 3 項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第 5 の 3 の規定に基づき「現行水準」として、目安の数量が配分された場合にあっては、その数量）の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第8条第3項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分（漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。）については、同条第4項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第5項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量（当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。）を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われ

ていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第 90 条第 1 項）が適切に行われるよう指導するものとする。

(2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。

(3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

知事は、法第 31 条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第 32 条第 2 項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

第 7 香川県方針の検討・変更

法第 14 条第 8 項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙 1－6 かたくちいわし瀬戸内海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の方向性は「別紙 2－1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙 2－12 さより香川県海域」までにそれぞれ定めるものとする。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ大型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和 2 年農水令 48 号。以下「許可省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 257 号。以下この別紙 1 において「法」という。）第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙 1 において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県くろまぐろ大型魚漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ小型魚漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まあじ漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まあじ漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まあじ漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まいわし漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まいわし漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県まさば及びごまさば漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 に定める知事管理区分「香川県まさば及びごまさば漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 4,710 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県かたくちいわし漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県かたくちいわし漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 （5）に定めるステップアップ管理を行う。

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量(3,827t 付近)を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（12,818t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（21,040t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

削除

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（10,218t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量指標値(0.42t/統付近)を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量 (721t 付近) を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

しらす香川県海域（主に香川県海域で漁獲されるかたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）

第 2 資源管理の方向性

いわし機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（播磨灘：1.0t/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。当該水産資源を漁獲対象とする漁業について、当該水産資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第1 水産資源

まだこ香川県海域

第2 資源管理の方向性

小型機船底びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（播磨灘：0.2kg/隻日、備讃瀬戸：7.0kg/隻日、燧灘：0.4kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第1 水産資源

うしのした類香川県海域（こうらいあかしたびらめ及びいぬのした）

第2 資源管理の方向性

小型機船底びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（播磨灘：1.5kg/隻日、備讃瀬戸：5.5kg/隻日、燧灘：5.1kg/隻日）以上になることを目指す。なお、国による資源評価において資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第1 水産資源

まながつお香川県海域

第2 資源管理の方向性

魚込網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（備讃瀬戸：0.8kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

さより香川県海域

第 2 資源管理の方向性

二そうさより機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（燧灘：20.9kg/隻日）以上に、さし網（建網）漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（備讃瀬戸：16.3kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

＜資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）改正 令和5年12月6日 農林水産省告示第1785号＞ より

第1の2（5）漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方

① ステップ1

ステップ1は、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階とする。なお、状況等によってはステップ1の段階は省略することができることとする。

ステップ1における取組の具体的な内容は以下のとおりとし、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、都道府県及び大臣管理区分に対する漁獲可能量の具体的な配分数量の設定や法第33条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ1の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、ステップ1の期間は1年を想定し、その後、ステップ2に移行する。

ア 漁獲可能量による管理

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分数量は設定せず、同項第1号の漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

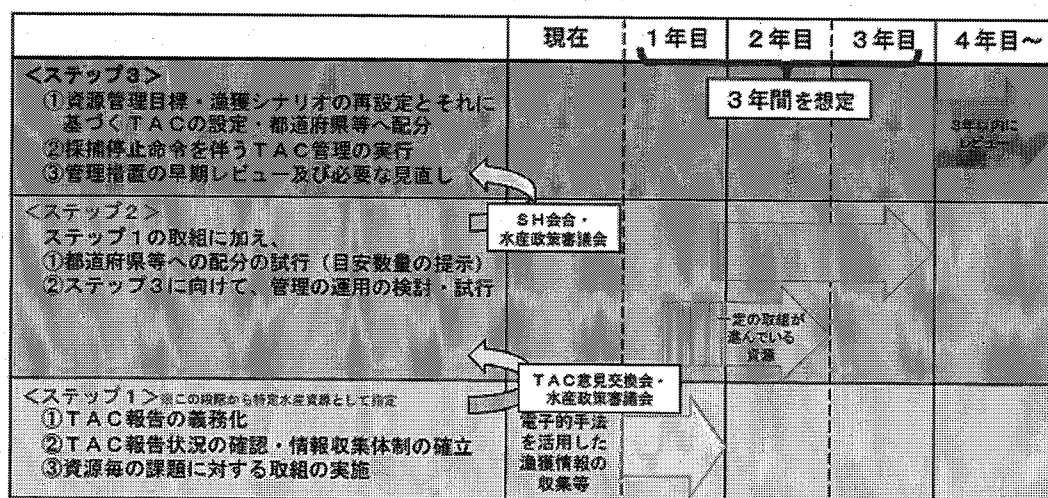
イ 漁獲可能量による管理以外の手法

漁獲可能量による管理以外の管理手法による自主的な管理を引き続き実施するとともに、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証する。

ウ 資源調査及び資源評価

収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

＜参考図：ステップアップ管理の概要＞



(参考)

資源管理基本方針 および 振興
(最新：農林水産省告示第2千四百四十四号)

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開

始までに結論を得る。
3 海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の2つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開

始までに結論を得る。

別添2-49 かたぐちいわし瀬戸内海系群 (ステップアップ管理対象資源)
第1 特定水産資源の名称
特定水産資源の名称 かたぐちいわし瀬戸内海系群
特定水産資源の定義 かたぐちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別添の第2から第6までに

第2 管理年度
1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)
第3 資源管理の目標
1 目標管理基準値 43千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
2 限界管理基準値 17千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
3 禁漁水準値 2千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
第4 漁獲シナリオ
1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ
令和6年度 (2024年度) の資源評価に基き、親魚量が令和17年度 (2035年度) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回よう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力
1 の規定を踏まえ、かたぐちいわし瀬戸内海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除することにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法
生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 漁獲可能量の都道府県への配分の基準等
本則第1の2(5)②の取組を開始する際に定める。

第6 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県のうち、過去にかたぐちいわし瀬戸内海系群の漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中 (2)に規定する場合を除く。
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日までの期間 (漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から5日以内 (行政機関の休日 (以下この別添において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
1 都道府県知事は、かたぐちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす (かたぐちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別添において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者目による実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれら

の結果、農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項
1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開

始までに結論を得る。

別添2-50 まだい日本海西部・東シナ海系群 (ステップアップ管理対象資源)
第1 特定水産資源の名称
まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 管理年度
1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)

第3 資源管理の目標
1 目標管理基準値 393千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)

2 暫定目標管理基準値 131千トン (1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)

3 限界管理基準値 9.0千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)

4 禁漁水準値 1.4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ
1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ
令和6年度 (2024年度) の資源評価 (瀬南放流を想定した場合。以下この別添において同じ。)に基づき、親魚量が令和17年度 (2035年度) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2の暫定目標管理基準値を上回よう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力
1 の規定を踏まえ、まだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。

(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除することにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法
生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。



6 水産第 190804 号
令和 6 年 12 月 5 日

香川海区漁業調整委員会
会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事
管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ、
まいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり
定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量(知事管理漁獲可能量)について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ(小型魚)	香川県くろまぐろ小型魚漁業	0.1トン	令和6年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ(大型魚)	香川県くろまぐろ大型魚漁業	1.0トン	令和6年4月1日～翌年3月31日
※かたぐちいわし瀬戸内海系群	香川県かたぐちいわし漁業	48,000 トンの内数	令和7年1月1日～12月31日
※まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和7年1月1日～12月31日
※まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和7年1月1日～12月31日
まさば及びごまさば太平洋系群	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準	令和6年7月1日～翌年6月30日

※今回諮問

香川県知事 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.06%	100 トン未満
まいわし太平洋系群	現行水準	0.00%	10 トン未満
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			

うるめいわし対馬暖 流系群			
かたくちいわし太平 洋系群			
かたくちいわし瀬戸 内海系群	48,000 トンの内数	—	
まだい日本海西部・ 東シナ海系群			

令和6年度連合海区漁業調整委員会について

1. 令和5年度連合海区漁業調整委員会の結果について

(1) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和6年2月5日（月）14:00～14:39

場 所：高松港旅客ターミナルビル7階会議室（香川県高松市）

出席者：香川海区10名（北尾会長、橋本委員、北野委員、三木委員、小見山委員、森委員、志摩委員、松本伊委員、嶋野委員、筒井委員）

岡山海区9名（井本会長、柴田委員、豊田委員、佐上委員、松下委員、小谷委員、平田委員、三宅委員、栗田委員）欠席：佐上委員

傍聴者：与島漁業協同組合 岩中高夫、藤大 篤、大玉英勝、高嶋宏幸

付議事項及びその結果：

第1号議案 令和6年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

○たこつば縄漁業に関する与島漁協と下津井との協定について

・香川海区の委員から「与島漁協から岡山に対し、岡山の縄の数を減らしてほしいと要望しているが、進展がないことから、引き続き話し合いを進めてもらいたい」旨、発言があった。

・岡山海区の委員からは、現場の漁業者同士は連絡を取り合う関係ができており、円満に操業できているとの認識が示され、今年も話し合いを行う予定である旨、発言があった。

(2) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和6年2月22日（木）13:53～14:10

場 所：愛媛県水産会館 6階大会議室（愛媛県松山市）

出席者：香川海区6名（北尾会長、宇山委員、山口委員、松本伊委員、大北委員、嶋野委員）

愛媛海区5名（喜田委員、藤田委員、中矢委員、竹ノ内委員、中山委員）

付議事項及びその結果：

第1号議案 令和6年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

・愛媛県水産課から、毎年漁期前に行っているかに建網の操業に関する関係漁業者同士の

事前協議について、香川県から事前に「ここ数年間は特にトラブルがないことから、意見交換については、検討を要する事案が出てきたときに開催してはどうか」との提案があり、愛媛県としても同意である旨の発言があった。

- ・両県海区の委員からも、あらためて同意が示され、かに建網漁業について、特段のトラブルがなければ、漁期前の意見交換は見送ることになった。

(3) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和6年2月28日（水）13:47～14:12

場 所：広島県庁本館4階 広島海区漁業調整委員会委員会室（広島県広島市）

出席者：広島海区6名（北田会長、高橋委員、濱松委員、箱崎委員、樋口委員、山田委員）

香川海区5名（北尾会長、山口委員、松本伊委員、嶋野委員、松本悟委員）

欠席：山本委員

付議事項及びその結果：

第1号議案 令和6年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

- ・特段なし。

2. 令和6年度各連合海区漁業調整委員会への対応案

(1) 連合海区漁業調整委員会の日程等（案）

連合海区名（事務局）	予定時期	開催予定場所	委 員
岡山・香川連合海区漁業調整委員会 （岡山海区）	令和7年 2月17日（月） 14:00～	岡山県岡山市 サンビーチ岡山	会長海区：岡山海区 北尾会長、橋本委員、北野委員、三木委員、 小見山委員、森委員、嶋野委員、筒井委員、 志摩委員、松本（悟）委員
愛媛・香川連合海区漁業調整委員会 （愛媛海区）	令和7年 2月中～下旬頃	香川県高松市 高松港旅客ターミナルビル7階 会議室	会長海区：愛媛海区 北尾会長、宇山委員、山口委員、大北委員、 嶋野委員、松本（伊）委員
広島・香川連合海区漁業調整委員会 （香川海区）	令和7年 2月25日（火） 14:00～	香川県高松市 高松港旅客ターミナルビル7階 会議室	会長海区：香川海区 北尾会長、山本委員、山口委員、嶋野委員、 松本（悟）委員、松本（伊）委員

(2) 今後のスケジュール

12 月～1 月上旬：各地区で協定内容について検討し、変更等あれば、地元調整のうえ、地元委員と県事務局で課題等を整理

1 月上中旬：事務局事前協議（1/7 愛媛・1/9 広島・1/17 岡山）
⇒各連合海区漁業調整委員会の日程、議題、調整等

1 月下旬：香川海区漁業調整委員会委員会（1/30or31）
⇒各連合海区漁業調整委員会に向けた入会調整の最終確認、課題等の整理

2 月中～下旬：各海区との連合海区漁業調整委員会

3 月中：香川海区漁業調整委員会
⇒各連合海区漁業調整委員会の結果報告

